

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	覚醒剤取締法			法令番号	昭和26年法律第252号			
手続名	覚醒剤原料取扱者等の指定（1）			根拠条項	第30条の2			
審査基準	<p>覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定は、業務所又は研究所ごとに、覚醒剤取締法第30条2の「指定の要件」、同法施行規則第9条の「指定基準」等に基づき審査するとともに、同法に基づき目的、必要性、使用方法、保管方法その他指定の適格性等について総合的に審査して、適当と認める場合に行う。</p> <p>なお、覚醒剤原料の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な場合には、指定に条件を付すことがある。</p> <p>1 指定の要件 次の各号に掲げる者のうち適当と認める者。 ① 覚醒剤原料取扱者については、薬局開設者、医薬品製造販売業者等、医薬品販売業者その他覚醒剤原料を譲り渡すことを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の使用を必要とする者 ② 覚醒剤原料研究者については、覚醒剤原料に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤原料の製造又は使用を必要とする者</p> <p>2 指定基準 次の各号に掲げる基準に適合する者。 ① 覚醒剤原料取扱者については次の者 イ 薬局開設者 ロ 医薬品製造販売業者又は医薬品製造業者 ハ 店舗販売業者又は卸売販売業者 ニ 覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業としようとする者 ホ 香料若しくは化学薬品の製造業若しくは販売業又は石けんの製造業者 ② 覚醒剤原料研究者にあつては、医学、薬学、化学、応用化学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者</p>							
	受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間 10日 標準経由期間 日	目次 No.

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	覚醒剤取締法			法令番号	昭和26年法律第252号				
手続名	覚醒剤原料取扱者等の指定（2）			根拠条項	第30条の2				
審査基準	<p>3 保管管理基準（覚醒剤取締法第30条の12） 次の各号に掲げる基準に適合するもの</p> <p>① 覚醒剤原料取扱者等は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料をそれぞれ次に掲げる場所において保管しなければならない。</p> <p>イ 覚醒剤原料取扱者にあつては、その業務所又は厚生労働省令の定めるところによりあらかじめ県知事に届け出た場所</p> <p>ロ 覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者にあつては、その研究所</p> <p>ハ 薬局開設者にあつては、その薬局</p> <p>ニ 病院又は診療所の管理者にあつてはその病院又は診療所、往診医師等にあつてはその住所</p> <p>ホ 飼育動物診療施設の獣医師管理者にあつてはその施設、往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつてはその住所</p> <p>② 前号の保管は、かぎをかけた場所において行なわなければならない。</p>								
	<p>4 指定申請書及び添付書類等 覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定を受けようとする者は、業務所又は研究所ごとに、次に定める申請書及び添付書類等を県知事に提出しなければならない。</p> <p>① 覚醒剤取締法施行規則第10条に定める申請書</p> <p>② 上記1から3までの各事項について、具備していることを示す書類等</p> <p>③ 覚醒剤原料研究者が法人の場合にあつては申請者の定款又は寄付行為の写し</p> <p>④ 覚醒剤原料研究者にあつては申請者の履歴書及び研究の計画書</p> <p>⑤ その他審査に必要な書類等</p>								
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	10日	目次 No.	19-2
						標準経由期間	日		